

事業主の皆さま

# 両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)をご活用ください

## 助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

■令和2年5月7日から令和5年3月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

## 助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

## 申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで  
※事業所単位の申請です。



事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)



■お問い合わせ・相談窓口 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く)  
都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL: [https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



## 対象となる労働者

### ■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年3月31日**まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



## 対象となる有給の休暇制度

### ■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- \* 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- \* 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

### ■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
- ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

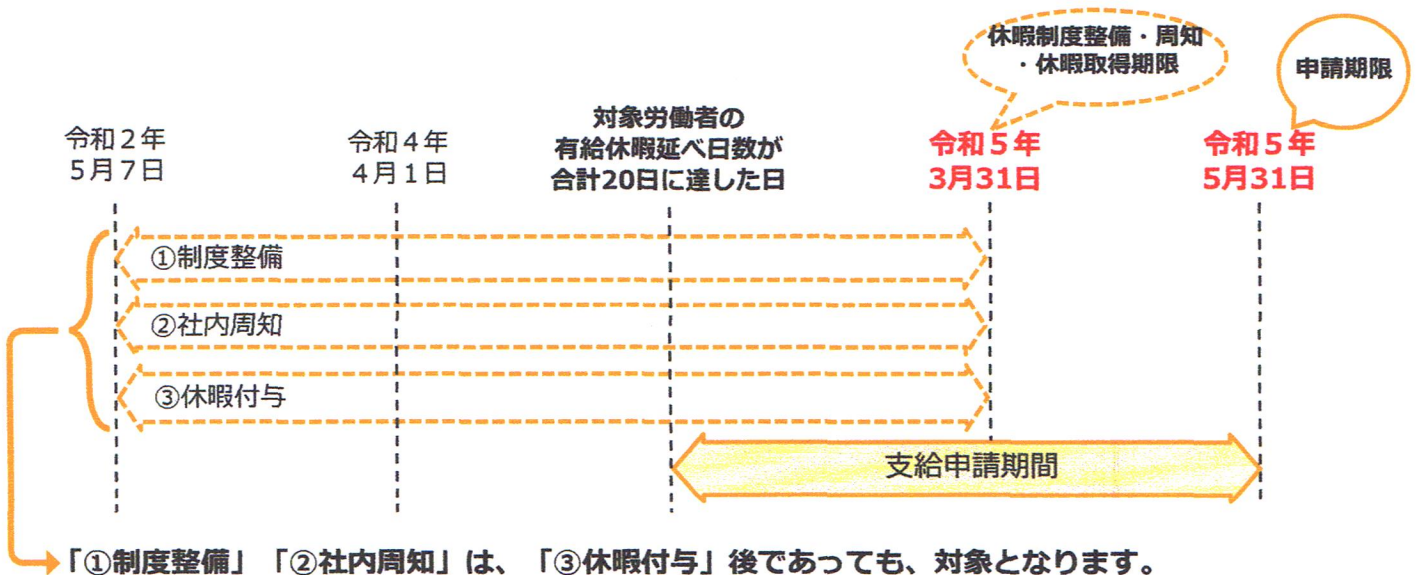
### ■休暇制度の整備と周知の時期

令和5年3月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象です。

### ■欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象です。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

## 支給申請の流れ



### 13 両立支援等助成金

#### (6) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第16号）による改正後の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第17条の2の6の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コースの支給については、第1共通要領（以下「共通要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 0100 趣旨

0101 趣旨

0102 適用単位

#### 0200 定義

0201 新型コロナウイルス感染症

0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

0203 有給休暇

#### 0300 支給要件

0301 支給対象事業主

0302 対象労働者

0303 不支給要件

0304 併給調整

#### 0400 支給額

0401 支給額

#### 0500 支給申請

0501 支給申請書の提出

0502 申請書類

0503 支給申請書の受理

#### 0600 支給決定

0601 支給決定等の通知

#### 0700 返還

0701 返還

#### 0800 附則

0801 施行期日

0802 経過措置

### 0100 趣旨

#### 0101 趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師（以下「医師等」という。）の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に0203に規定する有給休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給することにより、雇用の安定に資することを目的とする。

#### 0102 適用単位

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

ただし、雇用保険の適用において雇用保険非該当施設として取り扱われている施設が、①従業員を他の事業所や施設に配転することが実態的に困難な状況にあること、②人事・経理・経営（又は業務）上の指揮監督、労働の態様等において、部分的にせよ一定の独立性を有すること、③施設としての持続性を有することから、実態として、雇用保険適用事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コースの支給においてこれを雇用保険の適用事業所とみなすことができる。

## 0200 定義

### 0201 新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。

### 0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に基づく措置のうち、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号）の2（4）に定める新型コロナウイルス感染症に関する措置をいう。

### 0203 有給休暇

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、0202に規定する措置の適用期間に取得する有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇（※）として与えられるものを除き、年次有給休暇（※）を取得した場合に支払われる賃金相当額の6割以上の賃金が支払われるものに限る。）をいう。

※ 船員の場合は船員法（昭和22年法律第100号）第74条に規定する有給休暇をいう。

## 0300 支給要件

### 0301 支給対象事業主

以下を満たす事業主とする。

イ 0302に規定する対象労働者について、令和4年3月31日までの間に0203に定める有給休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であつて、同一の0302に規定する対象労働者に対して令和2年5月7日から令和4年3月31日までの間に当該有給休暇を合計20日以上取得させた事業主に支給する。ただし、令和3年3月31日までに、令和2年度「兩立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）支給要領」（以下「令和2年度要領」という。）の支給要件を満たした労働者がいたが、支給申請をしなかった事業主について、当該労働者を0302に規定する対象労働者として算定対象とする場合においては、当該労働者について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に当該有給休暇を合計20日以上取得させる必要がある。

ロ 令和2年度要領により対象労働者1人につき25万円を超える支給を受けた事業主は、当該支給の対象労働者が令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に0203に規定する有給休暇を取得したとしても、0302に規定する対象労働者とすることはできない。ただし、当該労働者の休暇取得日数の算定対象となった妊娠と別の妊娠をした場合であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に当該妊娠のために0203に規定する有給休暇を合計20日以上取得させた場合は、0302に規定する対象労働者としてすることができる。

ハ 対象労働者に当該有給休暇を取得させた時点において、当該有給休暇の制度の整備及び周知がなされていない場合でも、令和4年3月31日までに制度の整備及び周知をした事業主は支給対象とする。

なお、欠勤などを事後的に当該有給休暇に変更した場合にも支給対象とする。（ただし、事後的に当該有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要。）

### 0302 対象労働者

支給対象事業主に雇用され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者であつて、0203に規定する有給休暇を取得した雇用保険の被保険者であり、当該有給休暇を取得した日の前日までに1日以上勤務したことがある労働者をいう。

---

**0303 不支給要件**

- イ 共通要領 0303（ただし、ロからニまでを除く。）に定めるものについては、助成金を支給しないものとする。
- ロ イにかかわらず、共通要領0702の不支給措置がとられている事業主（共通要領0801イ及びロに定める金額の支払い義務を負った事業主（不正受給を行った他の事業主の役員等が申請事業主の役員等となっている場合は、当該他の事業主を含む。）である場合は、支給申請日までに当該金額の全てを支払っている事業主に限る。）については、共通要領0303イは適用しないものとする。

---

**0304 併給調整**

併給調整については、共通要領0305に定めるとおりであること。

---

**0400 支給額**

---

**0401 支給額**

- イ 対象労働者1人につき、0203に規定する有給休暇の延べ日数が合計20日以上の場合に、28.5万円を支給する。
- ロ 助成金の支給は、雇用保険の適用事業所ごとに、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、5人までを対象とする。

---

**0500 支給申請**

---

**0501 支給申請書の提出**

本助成金の支給を受けようとする事業主は、共通要領0402に沿い、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に申請書を提出するものとする。

申請は、0301を満たす支給対象事業主が、有給の休暇制度の整備、労働者への周知、有給休暇日数、賃金の支払い等の状況を明らかにして、対象労働者1人につき、0203に規定する有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年5月31日まで行うことができる。

また、1回の申請において、複数の労働者をまとめて行うこともできる。

## 0502 申請書類

支給申請書を提出する事業主は、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）支給申請書」（様式第1号）、「母性健康管理指導事項確認書」（様式第2号：母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類がない場合に限る。）及び次に掲げるすべての書類の写しを添付しなければならない。

- イ 対象労働者が0203に規定する有給休暇を取得したこと及び取得日数が確認できる書類（例：母性健康管理指導事項連絡カードなどの医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類（当該書類がない場合は母性健康管理指導事項確認書（様式第2号））及び母子健康手帳の表紙（氏名、交付日がわかるもの）に加え、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）
- ロ 年次有給休暇の場合と比べて6割以上の賃金が支払われる有給休暇の制度となっていることが確認できる書類（例：制度の周知資料、就業規則等）
- ハ 有給休暇の制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を労働者に周知したことが確認できる書類（例：制度の周知資料等）
- ニ ロの賃金が支払われたことが確認できる書類（例：貸金台帳等）
- ホ 対象労働者の所定労働日が確認できる書類（例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。シフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等）
- ヘ 対象事業主に雇用されており、0203に規定する有給休暇取得の前に1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類（例：出勤簿、タイムカード等）
- ト 振込口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号がわかるものに限る。）

## 0503 支給申請書の受理

共通要領0402に定めるほか、郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出されたものについては、消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過している場合には申請期間内に申請されたと認められないこと。

## 0600 支給決定

### 0601 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両立等共通様式第1号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第2号）により申請事業主に通知するものとする。

また、共通要領0703に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第3号）により、当該事業主に対して通知するものとする。

---

**0700 返還**

---

**0701 返還**

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が共通要領0801に定めるもののほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合は、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第4号）により、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、それを返還させるものとする。

なお、0303ロに該当する事業主が行った支給申請について、不正受給を行った場合は、共通要領0801ロの規定にかかわらず、不正受給により返還を求められた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2倍に相当する額の合計額を支払う義務を負うものとする。

---

**0800 附則**

---

**0801 施行期日**

イ 本要領は、令和3年4月1日から施行する。

ロ 令和3年9月29日付け雇均発0929第1号「雇用関係助成金支給要領の一部改正及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定について」は、令和3年9月30日から施行する。

ハ 令和4年1月25日付け雇均発0125第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金の改正について」（以下「令和4年1月改正通達」という。）は令和4年1月25日から施行する

**0802 経過措置**

イ 令和4年1月改正通達による改正前の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）支給要領」（以下「旧要領」という。）0203に定める有給休暇を与えるための制度に基づき、令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に、有給休暇を合計20日以上取得した同一の旧要領0302に規定する対象労働者に係る支給申請については、令和4年1月改正通達による改正後の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）支給要領」（以下「新要領」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

ロ 旧要領0301に規定する支給対象事業主であって、令和4年2月1日以後、新要領0203に定める有給休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じたものによって雇用される新要領0302に規定する対象労働者が、同日以後当該措置が講じられるまでの間に有給休暇を取得した場合、当該対象労働者は、新要領0203に定める有給休暇を取得したものとする。

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース) 支給申請書

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、下記に記した事項については実業と相違ありません。

令和4年7月25日

埼玉 労働局長 殿

申請事業主 所在地

名称

氏名

法人番号:

代理人又は事務代行者・提出代行者の場合は以下から選択してください。

所在地

名称

提出代行者 氏名

連絡先

※代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本)を添付してください。

1 申請にかかる事業所

事業所名	事業所所在地
①雇用保険適用事業所番号	②労働保険番号
③労働者代表者(氏名)	役職
④総務課長(氏名)	連絡先電話番号

2 振込希望金融機関(セブン銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行及びGMOあおぞらネット銀行は指定できません)

(フリガナ)	(フリガナ)
金融機関名	
銀行等	銀行等
(ゆうちょ銀行以外)	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)

3 事業所における助成金にかかる制度及び周知の状況(該当する番号を○で囲んでください)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置のための有給休暇制度の整備状況	1 就業規則	2 休暇規定・規程	実施年月日	労働局チェック
	③ 社内通知文	4 その他( )	令和4年4月1日	<input type="checkbox"/>
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置のための有給休暇制度の対象者	① 非正規雇用労働者を含むすべての雇用労働者を対象としている	2 非正規雇用労働者等一部の雇用労働者は対象としていない		労働局チェック
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置のための有給休暇制度の給付水準	① 年次有給休暇の6割以上	2 年次有給休暇の6割未満		労働局チェック
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容及び有給休暇制度の周知状況	① 事業所の見やすい場所への掲示	2 書面を労働者へ交付	実施年月日	労働局チェック
	③ 電子メールを労働者へ送信	4 その他( )	2022/4/1	<input type="checkbox"/>

※以下は労働局記入欄なので、記入不要です。

※労働局処理欄	決裁欄等			
	局長 (部(室)長)	担当	受理年月日	年月日
			受理番号	番号
			起案年月日	年月日
			天給(不支給)決定年月日	年月日
			決定番号	番号
			支給決定額	円
		通知書発送年月日	年月日	
	備考			

4 申請にかかる労働者一覧

No.	労働者氏名	労働者の雇用保険被保険者番号	今回の申請にかかる休暇取得日、期間	合計休暇取得日数(日)	今回の支給申請額	今回の申請にかかる休暇取得日、期間について下記の助成金を支給、申請(予定を含む)している(はい/いいえ)のいずれかをお選びください。		労働局チェック
						雇用調整助成金		
例	労働 保子		4月1日~4月30日	22	295,000	はい	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
例2	雇用 安子		6月1日~6月10日 6月21日~7月18日	28	295,000	はい	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1						はい	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2						はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3						はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4						はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5						はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計支給申請額								

※対象労働者の休暇について、取得日数が合計20日以上であることが必要です。  
※一事業所あたり最大5人までの支給となります。

今回の申請労働者に関して、同一労働者の同一期間において、本助成金以外の助成金を、受給・申請(予定を含む)していますか。	- いいえ	労働局チェック
「はい」(受給・申請(予定を含む)している)の場合は、助成金の名称と、該当する労働者のリストの番号を記入してください。		<input type="checkbox"/>
助成金の名称	該当する労働者の申請一覧の番号	
		<input type="checkbox"/>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コースについて偽りその他の不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部の返還に加え、年3分の割合で算定した延滞金及び返還額の2割に相当する額を返還していただきます。併せて、取消決定日から起算して5年間雇用調整助成金の申請ができなくなります。	申請事業主手チェック	労働局チェック
<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



申請事業主は下記欄をよく確認しチェック欄に☑してください。 ※各項目の全てにおいてはいに該当する必要があります。	チェック欄	下記について ☑はい
---	-------	------------

- 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない。  
（不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、当該不正受給決定日又は支給決定取消日から5年（平成31年3月31日以前に支給申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年。以下、不支給措置期間という。）を経過している）  
※ 不支給措置期間中だが、支払い義務を負った金額の全てを支給申請日までに支払っている場合は、当該項目については「はい」に該当します。
- 事業主等又は事業主の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第8号に規定する暴力団員でない。  
役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。  
役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない。  
役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていない。  
役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。
- 事業主等又は事業主等の役員等が破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属していない。
- 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産していない。
- 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、事業主名等を公表することに承諾する。
- 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がない。（不正に関与した役員等があり不支給措置期間中だが、支払い義務を負った金額の全てを支給申請日までに支払っている場合は、当該項目については「はい」に該当します。）
- 本助成金支給要領に従うことに承諾する。

1 から7までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を都道府県労働局等が行う場合には協力します。  
また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合直ちに請求金（※）を弁済します。  
※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の2割に相当する額の合計額です。  
なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。  
なお、本助成金支給要領0303に該当する事業主が行った支給申請について、再度不正受給を行った場合は、共通要領0801の規定にかかわらず、不正受給により返還を求められた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2倍に相当する額の合計額を支払う義務を負うものとなります。

※代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）等が提出代行している場合は、以下について確認し、代理人等の氏名を記入してください。

本助成金に関し審査に必要な事項についての確認を都道府県労働局等が行う場合には協力します。また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた又は受けようとした場合であって、代理人等が不正受給に故意に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事業を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き納付日まで）は、雇用関係助成金に係る代理人が行う申請又は社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

住所 東京都豊台4区本町5-15-3 電話番号( 030-8034-1824 )

社会保険労務士 名称 山代 隆雄  
(提出代行者・代表) 氏名 特定社会保険労務士 山代 隆雄

※役員等名簿

役員等氏名	役職	生年月日
1	理事	
2	理事	
3	理事	
4	理事	
5	理事	
6	幹事	
7		
8		
9		
10		

※役員が10人以上の場合は、追加、別冊等により提出ください。  
※役員等氏名には、事業主が個人である場合はその氏名、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等としい、役員名簿等に記載がある者をいいます。個人事業主の場合、事業主本人について記載ください(役員欄)。役員等の職任中に氏名の変更があった場合は、変更前の氏名(旧称)も併記してください。

母性健康管理指導事項確認書

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師から以下のとおり休業措置を講じるよう指導を受けました。

対象労働者氏名 [Redacted]	分娩予定日 令和 [Redacted] 日	
医療機関名 医療法人 大宮林医院	医師又は助産師の指導を受けた日 令和 4 年 4 月 20 日	医師等の指導により休業措置が必要とされた期間 4 月 25 日～5 月 30 日

上記事実と相違ありません。

令和4年7月12日

申請事業主代表者名 [Redacted]  
対象労働者氏名(※) [Redacted]

※必ず労働者本人が記入してください。

注意・母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類がない場合は、本票及び母子健康手帳の表紙の写し(氏名と交付日が記載されていること)を添付してください。  
・母性健康管理措置(休業措置)が必要な期間中に複数回の申請する場合、2回目以降の申請時には、本票の写しを提出してください。



雇用契約書 (口新規・更新)

2022年 4月 1日

あなたを下記の条件で雇用します。

雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パートタイマー <input type="checkbox"/> 嘱託
雇用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし：→ 雇用開始日 2021年 11月 1日 から雇用する。 <input type="checkbox"/> 有期雇用：雇用開始日： 年 月 日 から 年 月 日 まで雇用する。
就業場所	
従事すべき業務内容	
勤務時間	① 7時 00分 ~ 16時 00分 ② 9時 00分 ~ 18時 00分 ③ 時 分 ~ 時 分 ④ 時 分 ~ 時 分
休憩時間	( 60 )分
所定時間外労働	あり・なし
休日	シフト制 週( 5 )日勤務 週( 2 )日休み
休暇	年次有給休暇 冬季休暇 その他特別休暇あり
賃金	基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 250,000円/月 <input type="checkbox"/> 円/日 <input type="checkbox"/> 円/時間
	処遇改善 手当 (I、II) 32,000円/月 15,000、117,000
	資格奨励 手当 <del>20,000円/月</del>
	住宅 手当 円/月
	家族 手当 円/人
	通勤 手当 実費
賞与	賞金締切日 毎月(末)日 賞金支払日 翌月(25)日 2022年4月1日より適用
賞与	<input checked="" type="checkbox"/> 原則として年2回 ただし、業績などにより支給しない場合がある <input type="checkbox"/> 支給しない
退職に関する事項	1. 定年 70歳(再雇用制度あり) 2. 自己都合退職の手続き(退職する 30 日前に書面で届け出ること) 3. 解雇 就業規則の定めによる
保険の加入	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 なし
契約の更新 (期間の定めがある者)	契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 更新する場合がある <input type="checkbox"/> 更新しない 契約更新の判断基準・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力 ・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況・その他( )
その他	

本人サイン 上記内容を確認しました 氏名  
(署名捺印した書類1部を会社、1部を本人が保管する)

事業主 殿

医療機関等名 医療法人

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。  
記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	28 週	分娩予定日	2022年 7月10日
----	--	------	------	-------	-------------

2. 指導事項

症状等(該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や首の痛み、頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、合併症等( )

指導事項(該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置		指導事項
休業	入院加療	
	自宅療養	
勤務時間の短縮		
作業の制限	身体的負担の大きい作業(注)	
	長時間の立作業	
	同一姿勢を強制される作業	
	腰に負担のかかる作業	
	寒い場所での作業	
	長時間作業場を離れることのできない作業	
	ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注)「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

新型コロナウイルス感染症に起因する感染リスクが高いため、休業が望ましいと考へる。
--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間( 月 日 ~ 月 日)	
2週間( 月 日 ~ 月 日)	
4週間( 月 日 ~ 月 日)	
その他(4月25日 ~ 5月30日)	○

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

2022年4月25日

所属

氏名

事業主 殿

# 新型コロナウイルス感染症 に関する母性健康管理措置による 特別有給休暇制度

新型コロナウイルス感染症に関する措置として、医師等から「休業」を含む  
指導を受けた場合、有給の特別休暇を申請することによって対応。


## <特別休暇の内容>

- ・ 休暇取得時の賃金は、年次有給休暇を取得した場合の 10 割相当額。
- ・ 有給の特別休暇の期間は、令和2年5月7日～令和5年3月31日。
- ・ 特別休暇の申請にあたっては所定の申請書を提出すること。

## <提出書類>

- ・ 母性健康管理指導事項連絡カード  
(新型コロナウイルス感染症に関する医師等の指 導事項が記載されたもの)

\* 母性管理指導事項連絡カードがない場合は、ご相談ください。

特別休暇の問合せ、申請先は、  
総務課 までご連絡ください。



2022/4/1